

## 1 「市民活動」とは・・・

「市民活動」は、いったいどんな形で社会の役に立っているのでしょうか？  
また、この指針によって進めていく活動とはどんなものなのでしょうか？  
ここでは、そうしたことを理解するために必要となる基本的なことからについて確認します。

### (1) 「公益的社会貢献活動」とは？

市民の活動は、「このまちでどのように暮らしていきたいか？」ということから始まっています。最近ではいろいろな問題に対して、独自の考え方や方法での取り組みがさまざまな場面で見られるようになりました。さらに特定非営利活動促進法の制定・改正など、こうした活動を支える制度がしっかりしてきたこともあり、市民の活動ははだいに「社会に役立つ活動」として認められるようになりました。

このような、まちや社会の問題を解決しようとして行われる活動の多くは、これまで国や県、市などの役所が行ってきたものです。それを市民が自分たちで行っていかうという活動ですから、それは自分のためだけでなく「みんなのためになる活動」であり、「公益的社会貢献活動」と呼ばれます。



## (2) 市民の「公益的社会貢献活動」を進める「市民活動」とは

(1) で触れたような市民の活動には、さまざまな分野や目的、それに活動スタイルがあります。これまでも広く行われてきたボランティア活動を含めて、この指針では次の1) から3) のすべてに当てはまる活動を「市民活動」としています。

- 1) 市民が自ら思い立ち(自主的)、自らの意思(自発的)で行う活動
- 2) お金儲けを目的としない(非営利)、みんなのためになる活動
- 3) 誰もが参加できる活動

しかし、次の活動はこの指針でいう「市民活動」には当てはまりません。

- ① 政治活動を行う(特定の政党・政治家の支援をする)活動
- ② 宗教上の教義を広める(布教をする)活動
- ③ 暴力的な活動

また、上の1) から3) のすべてに当てはまる活動を行い、次の(ア)と(イ)の両方に当てはまる団体を「市民活動団体」と定義します。

(ア) 活動を続けていこうとする団体

(イ) 団体として社会的な責任を持ち、活動していこうとする団体



### (3) NPO法人、NPOとは

1998（平成10）年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称NPO法）」により、国や県から設立を認証され、登記を行い、契約や納税などが個人でなく団体としてできる“法人”としての身分を持つようになった市民活動団体のことを「特定非営利活動法人」といいます。

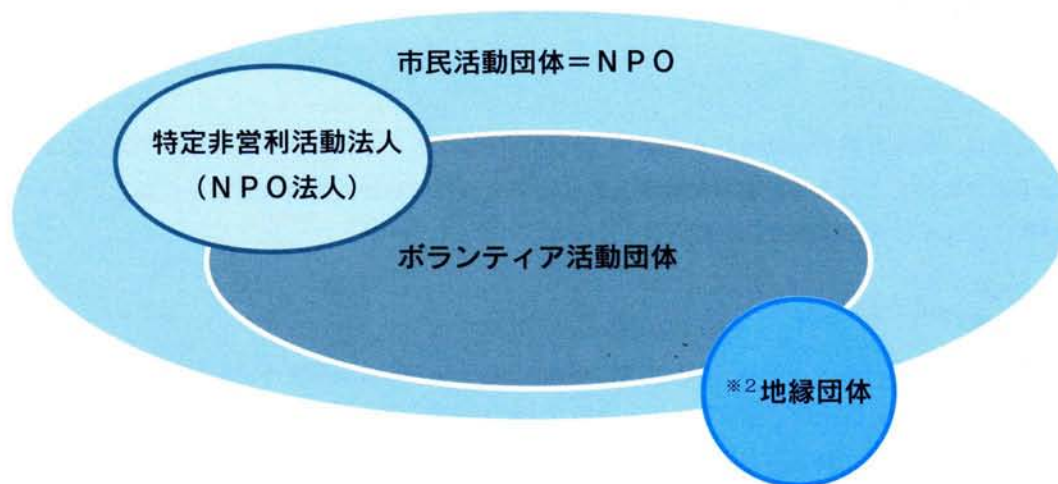
一般には、この「特定非営利活動法人」を“NPO法人”と呼び、こうした法人も含め、この指針で述べてきた「市民活動団体」のことを“NPO”と呼びます。つまり、NPO法人もボランティア活動団体も、市民活動団体＝NPOの一つの形です。

NPOとは“Non-Profit Organization”という言葉省略したもので、「<sup>\*</sup>利益をあげることを目的にしない（=Non-Profit）団体（=Organization）」のことを表し、社会に役立つ活動、つまり自分だけでなく、多くの人のためになる活動を行うことが求められる団体です。

こうした市民活動団体は、それぞれの分野で高い知識や技術、それに豊かな経験を持っているので、それを生かして企業や国、県、市などの役所ができない、あるいは気付かないようなサービスを、独自の形で社会やまちで提供することもできます。

その一方で、市民活動団体が安定して活動を続けていくためには、やはり資金の確保も大切です。そのため、NPO法では一定の範囲での活動であれば、NPO法人はバザーや本の出版などの利益を得る活動も行うことができるとしていますが、そうして得た利益は、その市民活動団体の活動のために使われなければならないということも定めています。

また、介護保険に関係した活動などについては、商法で定められた収益事業として税金の対象になります。



※1 利益をあげることが目的としない＝「非営利」

「お金をもらわない」という意味ではなく、活動を通じて収入や利益があっても、そのお金を団体のメンバーで分け合ったり、個人で使ってしまわないという意味です。

民間非営利組織が有料のサービスを提供したり、また会の運営やいろいろな事務をするために有給のスタッフを雇ったりすることもあります。

※2 地縁団体

地縁団体とは、一定の地域内に住んでいる人で組織された団体で、住民相互の連携や環境整備などの共同活動を地域で行っている団体のことです。

子育てや環境に関することなど、日頃の生活の中で気づく地域の課題に対して、自分から、あるいは誘われて地縁団体の中で活動していくこともあります。この場合、地縁団体の活動は市民活動団体としての活動であるといえます。

## \* 改正後の特定非営利活動促進法（平成15年5月1日施行）・・・一部抜粋

## 第一条（目的）

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

## 第二条（定義）

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

## 第三条（原則）

特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

## 第五条（その他の事業）

特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（平成14年法律第173号、平成14年12月18日公布）

## 別表（特定非営利活動促進法第2条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動